

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇取得を促進する。  
男性職員の周知率を100%とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 制度の再周知と啓発
- 令和5年4月～ 取得状況の確認(1回/年)
- 令和6年4月～ 周知状況の確認と再周知(1回/年)

目標2：計画期間において、従業員1人当たりの所定外労働時間を  
1月あたり20時間未満とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 管理職に対する趣旨の説明と啓発
- 令和6年4月～ 管理職に対する周知・啓発を定期的(1回/年)に行う
- 令和6年4月～ 従業員1人当たりの所定外労働時間の確認(1回/年)